

国立大学法人室蘭工業大学随意契約基準（抜粋）

項 目	現 状
随意契約によることができる基準	<p>本学会計規則第 29 条第 3 項において、随意契約によることができる場合の基準を規定</p> <p>〈以下抜粋〉</p> <p>3 契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約に付するものとする。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (2) 緊急の必要により競争に付することができない場合 (3) 競争に付することが、不利と認められる場合 (4) 予定価格が別に定める基準額を超えない場合 (5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要がある場合</p> <p>※（４）の基準額は、本学契約事務取扱規則第 39 条において規定</p> <p>第 39 条 会計規則第 29 条第 3 項第 4 号に規定する別に定める基準額は、予定価格が 500 万円を超えない契約とする。</p>
個々の契約内容の公表	<p>本学契約事務取扱規則において、随意契約によることができる場合の基準を規定</p> <p>〈以下抜粋〉</p> <p>第 39 条 会計規則第 29 条第 3 項第 4 号に規定する別に定める基準額は、予定価格が 500 万円を超えない契約とする。</p> <p>2 前項の基準額を超えて随意契約を行ったものについては、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 随意契約に係る調達件名及び数量 (2) 随意契約を締結した日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 (4) 随意契約に係る契約金額 (5) 随意契約によることとした理由</p>